

平成 29 年

第 1 回市議会定例会 議案第 25 号

函館市個人情報保護条例の一部改正について

函館市個人情報保護条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 29 年 2 月 23 日提出

函館市長 工 藤 壽 樹

函館市個人情報保護条例の一部を改正する条例

函館市個人情報保護条例（平成 2 年函館市条例第 30 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 5 号中「第 2 項」の後ろに「（これらの規定を番号法第 26 条において準用する場合を含む。）」を加える。

附 則

この条例は、平成 29 年 5 月 30 日から施行する。

（提案理由）

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い規定を整備するため